

令和3年11月市議会建設水道委員会資料

第139号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例の改正理由	1
2 法の改正概要	1～3
3 条例の改正内容	3～7
4 条例の施行日	7
5 条例別表新旧対照表（抜粋）	8～36
6 参考資料	37～40



1 条例の改正理由

耐震性、断熱性等が優れた良質な住宅が多世代にわたり引き継がれることや、脱炭素社会の実現に向けても貢献していくことを推進するため、令和3年5月28日（令和4年2月20日施行）に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」（以下「長期優良住宅法」という）及び「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（以下「品確法」という）が一部改正された。

長期優良住宅法の改正では、共同住宅の容積率に関する特例許可や住棟認定の導入に係る新たな審査事務が生じ、又、品確法の改正では、長期優良住宅の認定申請に係る手続きの合理化等がなされたことに伴い、当該申請の手数料を改定する必要があることから、長崎市手数料条例の一部を改正するもの。

2 法の改正概要

（1）長期優良住宅とは

平成21年6月に施行された制度で、良質な住宅ストックを将来世代に継承し長期的に使用することで、住宅の解体に伴う廃棄物の排出頻度を抑制して、環境負荷の低減を図ることを目的に、新築・増改築の際、長期優良住宅の計画を行政庁に申請し、基準に適合している場合に認定を受けられるものである。

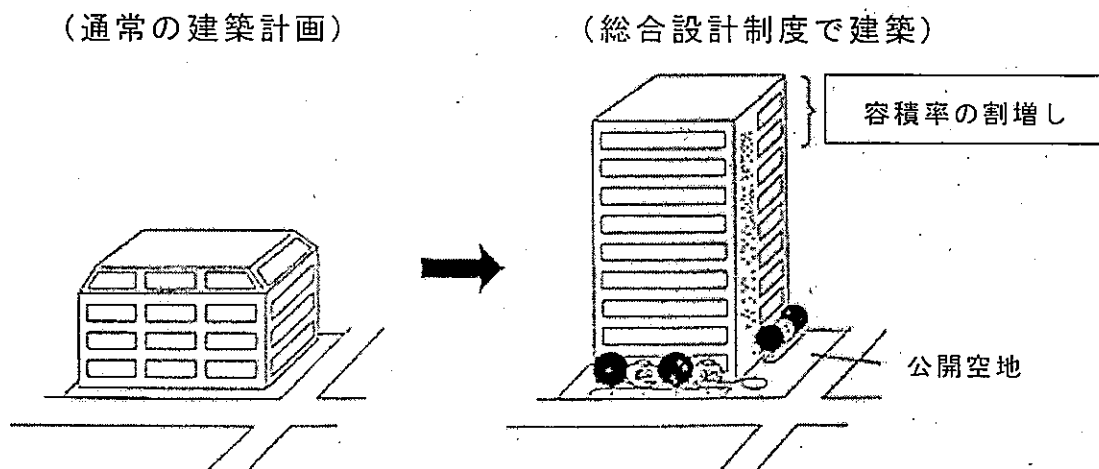
その認定を受けることにより、税や住宅ローンの優遇措置等を受けられるメリットがある。

（2）法の改正内容

ア 容積率の特例許可の新設

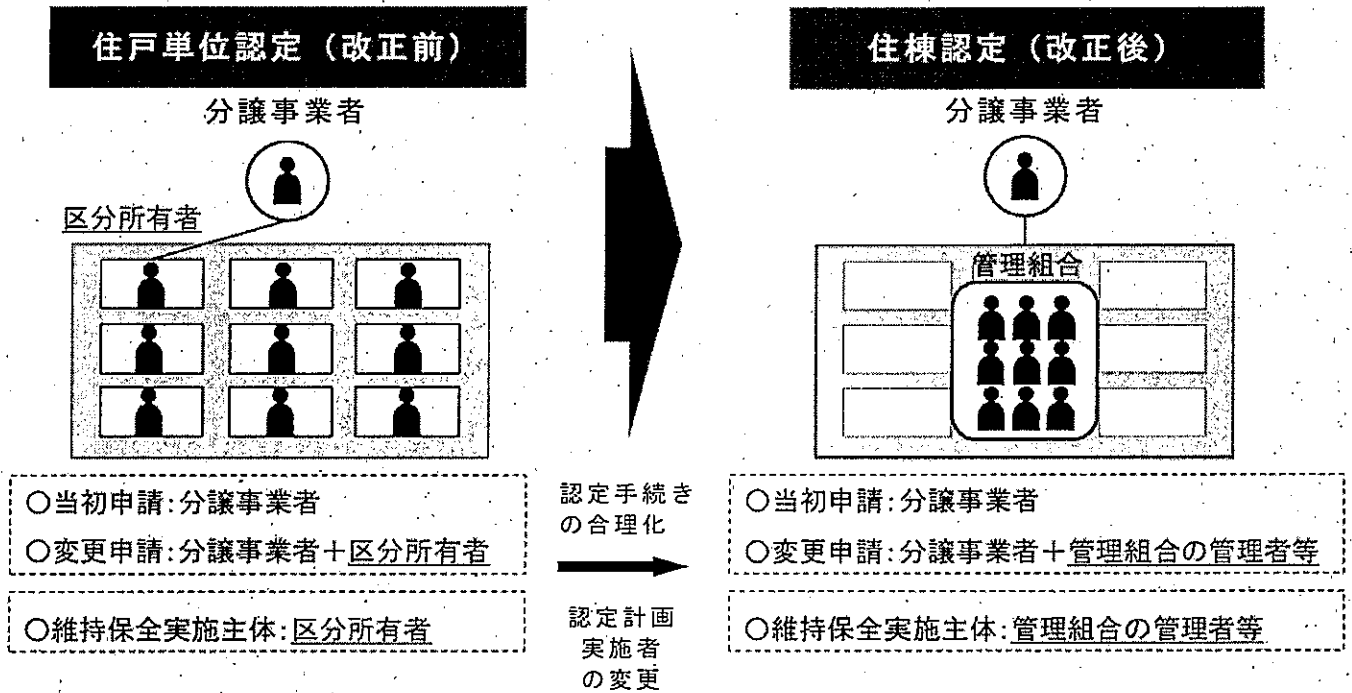
共同住宅における長期優良住宅の認定を促進するため、新たに建築される長期優良住宅において、一定の敷地面積を有し、公開空地の立地や面積、地域の防災や環境等への貢献など、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、容積率の割増しを行うことが出来る許可制度が新設された。

この許可制度は、建築基準法にもあるが、長期優良住宅の場合は、建築基準法の容積率割増しをさらに1.5倍にすることとなっている。



イ 共同住宅の住棟認定の導入

分譲マンションにおいて、区分所有者がそれぞれ住戸単位で認定を受ける仕組みから、管理組合の管理者等が一括して棟単位で認定を受ける仕組みに変更された。



ウ 認定手続きの合理化等

これまで、品確法に基づく住宅性能評価を行う民間機関において、事前に長期優良住宅の認定基準の一部を審査する方法が2通りあったが、品確法の改正に伴い、その審査範囲が見直され、事前審査の方法が1本化された。それに伴い、行政庁が行う認定申請の審査の項目が見直された。

また、自然災害による被害の発生防止または軽減に配慮できるよう、土砂災害特別警戒区域など自然災害のリスクのある区域内の住宅は、認定対象から除外する審査項目が追加された。

※1) 認定除外の区域 (現時点の想定)

・地すべり防止区域、・土砂災害特別警戒区域、・急傾斜地崩壊危険区域、

※2) 例外的に認める例

・区域の指定解除が決定している又は近い将来解除の見込みがある

<住宅性能評価機関における確認業務を活用した申請パターン>

- ① 事前に評価機関の技術的審査を受けた場合
- ② 事前に品確法に基づく評価書の交付を受けた場合

現 行

住宅性能評価機関における審査						所管行政庁における審査			
申請ルート	長期使用構造等		維持保全計画等			長期使用構造等	維持保全計画等		
	性能評価と重複部分	長期独自の部分	面積	維持	景観		面積	維持	景観
① あり(適合証)	○	○	○	○	○	×	×	×	×
② あり(評価書)	○	×	×	×	×	○ (長期独自基準も確認)	○	○	○

改正後

統一

変更

住宅性能評価機関における審査						所管行政庁における審査				
申請ルート	長期使用構造等		維持保全計画等			長期使用構造等	維持保全計画等			
	性能評価と重複部分	長期独自の部分	面積	維持	景観		面積	維持	景観	災害
③ あり(確認書、もしくは、性能評価書、又はこれらの写し)	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○

追加

エ 建築行為の伴わない既存住宅の認定制度の新設（令和4年秋施行予定）

既存住宅（戸建住宅及び共同住宅）は、一定の性能を有するものであっても、増改築行為を行わない限り認定申請ができないが、改正後は増改築行為がなくとも認定申請できる仕組みが創設された。

このうち、今回の条例改正に関わる項目は、ア～ウである。

3 条例の改正内容

(1) 改正内容

- ア 容積率の特例許可の申請手数料を新設する。
- イ 分譲マンションの管理組合の管理者等が選任され、認定計画を引き継ぐ場合の変更申請手数料を新設する。
- ウ 住宅性能評価機関の審査項目であった維持保全計画などを行政庁が審査することになったことや災害に係る認定基準の追加に伴い、審査時間の増加などにより手数料を改定する。

手数料の算定に当たっては、認定審査業務に要する時間を算出し、その時間に人件費の平均額から割り出した時間単価を乗じ、物件費を加えて算出する。

(2) 手数料の新旧比較表

ア 長期優良住宅建築等計画の認定等に関する手数料 (新築の場合)

(ア) 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

※ () 内は、条例別表中の各号等を示す。

(単位：円)

③

①

②

区 分		金 額(改正前)	金 額(改正後)	
(205号ア (ア)) 品確法の規定 による確認書 もしくは住宅 性能評価書又 はこれらの写 しの添付があ る場合	戸建住宅		12,600	
	共同住宅等	500㎡以内		22,500
		500㎡を超え 1,000㎡以内		35,500
		1,000㎡を超え 3,000㎡以内	新設	62,400
		3,000㎡を超え 5,000㎡以内		96,200
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内		149,900
		10,000㎡を超え 20,000㎡以内		249,500
		20,000㎡を超え 30,000㎡以内		319,100
		30,000㎡を超えるもの		362,300
戸建住宅	6,000			
共同住宅等	500㎡以内	12,000		
	500㎡を超え 1,000㎡以内	22,000		
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内	32,000	廃止	
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内	61,000		
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	105,000		
	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	173,000		
	20,000㎡を超え 30,000㎡以内	212,000		
	30,000㎡を超えるもの	227,000		
戸建住宅	17,000			
共同住宅等	500㎡以内	65,000		
	500㎡を超え 1,000㎡以内	105,000		
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内	199,000	廃止	
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内	341,000		
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	526,000		
	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	957,000		
	20,000㎡を超え 30,000㎡以内	1,035,000		
	30,000㎡を超えるもの	1,579,000		
戸建住宅	51,000	45,400		
共同住宅等	500㎡以内	112,000		106,100
	500㎡を超え 1,000㎡以内	180,000	169,500	
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内	357,000	334,400	
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内	639,000	598,500	
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	1,099,000	1,028,400	
	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	2,034,000	1,902,200	
	20,000㎡を超え 30,000㎡以内	2,906,000	2,717,700	
	30,000㎡を超えるもの	3,560,000	3,329,100	

※ (205号イ(ア)、(イ))

建築確認の申出がある場合は、「建築物に関する確認申請等手数料」(建築設備の設置がある場合は、「建築設備に関する確認申請等手数料」を加算)を加算する。

(イ) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

(単位:円)

区 分		金 額(改正前)	金 額(改正後)	
(206号ア (ア)) 品確法の規定 による確認書 もしくは住宅 性能評価書又 はこれらの写 しの添付があ る場合	戸建住宅		6,300	
	共同住宅等 (当該計画の変更 に係る部分の床面 積に2分の1を乗じ て得た面積(床面 積の増加する部分 にあつては、当該 増加する部分の床 面積)の合計)	500㎡以内		22,500
		500㎡を超え 1,000㎡以内		35,500
		1,000㎡を超え 3,000㎡以内	新設	62,400
		3,000㎡を超え 5,000㎡以内		96,200
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内		149,900
		10,000㎡を超え 20,000㎡以内		249,500
		20,000㎡を超え 30,000㎡以内		319,100
		30,000㎡を超えるもの		362,300
戸建住宅	3,000			
共同住宅等	500㎡以内	12,000		
事前に評価機 関の技術的審 査を受けた場 合	500㎡を超え 1,000㎡以内	22,000		
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内	32,000	廃止	
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内	61,000		
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	105,000		
	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	173,000		
	20,000㎡を超え 30,000㎡以内	212,000		
	30,000㎡を超えるもの	227,000		
	戸建住宅	8,500		
事前に品確法 に基づく評価 書の交付を受 けた場合	共同住宅等	500㎡以内		65,000
	500㎡を超え 1,000㎡以内	105,000		
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内	199,000	廃止	
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内	341,000		
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	526,000		
	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	957,000		
	20,000㎡を超え 30,000㎡以内	1,035,000		
	30,000㎡を超えるもの	1,579,000		
戸建住宅	25,500	22,700		
(206号ア (イ)) 事前に評価機 関の技術的審 査を受けてい ない場合	共同住宅等	500㎡以内		112,000
	500㎡を超え 1,000㎡以内	180,000	169,500	
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内	357,000	334,400	
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内	639,000	598,500	
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	1,099,000	1,028,400	
	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	2,034,000	1,902,200	
	20,000㎡を超え 30,000㎡以内	2,906,000	2,717,700	
	30,000㎡を超えるもの	3,560,000	3,329,100	

※(206号イ(ア)、(イ))

建築確認の申出がある場合は、「建築物に関する確認申請等手数料」(建築設備の設置がある場合は、「建築設備に関する確認申請等手数料」を加算)を加算する。

イ 長期優良住宅建築等計画の認定等に関する手数料 (増改築の場合)

(ア) 長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

(単位:円)

区 分		金額(改正前)	金額(改正後)	
(205号ウ (ア)) 品確法の規定 による確認書 又はその写し の添付がある 場合	戸建住宅		18,600	
	共同住宅等	500㎡以内		33,500
		500㎡を超え 1,000㎡以内		54,900
		1,000㎡を超え 3,000㎡以内	新設	91,200
		3,000㎡を超え 5,000㎡以内		146,000
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内		222,600
		10,000㎡を超え 20,000㎡以内		377,800
		20,000㎡を超え 30,000㎡以内		478,400
30,000㎡を超えるもの	543,100			
事前に評価機 関の技術的審 査を受けた場 合	戸建住宅	10,000		
	共同住宅等	500㎡以内	21,000	
		500㎡を超え 1,000㎡以内	37,000	廃止
		1,000㎡を超え 3,000㎡以内	54,000	
		3,000㎡を超え 5,000㎡以内	101,000	
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内	174,000	
		10,000㎡を超え 20,000㎡以内	287,000	
		20,000㎡を超え 30,000㎡以内	353,000	
30,000㎡を超えるもの	376,000			
(205号ウ (イ)) 事前に評価機 関の技術的審 査を受けてい ない場合	戸建住宅	79,000	67,800	
	共同住宅等	500㎡以内	187,000	158,900
		500㎡を超え 1,000㎡以内	299,000	253,900
		1,000㎡を超え 3,000㎡以内	592,000	501,300
		3,000㎡を超え 5,000㎡以内	1,060,000	897,400
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内	1,823,000	1,542,300
		10,000㎡を超え 20,000㎡以内	3,373,000	2,853,000
		20,000㎡を超え 30,000㎡以内	4,819,000	4,076,200
30,000㎡を超えるもの	5,904,000	4,993,300		
※ (205号エ(ア)、(イ)) 建築確認の申出がある場合は、「建築物に関する確認申請等手数料」(建築設備の設置がある場合は、「建築設備に関する確認申請等手数料」を加算)を加算する。				

(イ) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料(単位:円)

区 分		金 額(改正前)	金 額(改正後)	
(206号ウ (ア)) 品確法の規定 による確認書 又はその写し の添付がある 場合	戸建住宅		9,300	
	共同住宅等 (当該計画の変更 に係る部分の床面 積に2分の1を乗じ て得た面積(床面 積の増加する部分 にあつては、当該 増加する部分の床 面積)の合計)	500㎡以内		33,500
		500㎡を超え 1,000㎡以内		54,900
		1,000㎡を超え 3,000㎡以内	新設	91,200
		3,000㎡を超え 5,000㎡以内		146,000
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内		222,600
		10,000㎡を超え 20,000㎡以内		377,800
		20,000㎡を超え 30,000㎡以内		478,400
		30,000㎡を超えるもの		543,100
戸建住宅	5,000			
共同住宅等	500㎡以内	21,000		
事前に評価機 関の技術的審 査を受けた場 合	500㎡を超え 1,000㎡以内	37,000		
	1,000㎡を超え 3,000㎡以内	54,000	廃止	
	3,000㎡を超え 5,000㎡以内	101,000		
	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	174,000		
	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	287,000		
	20,000㎡を超え 30,000㎡以内	353,000		
	30,000㎡を超えるもの	376,000		
	戸建住宅	39,500		33,900
(206号ウ (イ)) 事前に評価機 関の技術的審 査を受けてい ない場合	共同住宅等	500㎡以内		187,000
	(当該計画の変更 に係る部分の床面 積に2分の1を乗じ て得た面積(床面 積の増加する部分 にあつては、当該 増加する部分の床 面積)の合計)	500㎡を超え 1,000㎡以内	299,000	253,900
		1,000㎡を超え 3,000㎡以内	592,000	501,300
		3,000㎡を超え 5,000㎡以内	1,060,000	897,400
		5,000㎡を超え 10,000㎡以内	1,823,000	1,542,300
		10,000㎡を超え 20,000㎡以内	3,373,000	2,853,000
		20,000㎡を超え 30,000㎡以内	4,819,000	4,076,200
		30,000㎡を超えるもの	5,904,000	4,993,300

※ (206号エ(ア)、(イ))
建築確認の申出がある場合は、「建築物に関する確認申請等手数料」(建築設備の設置がある場合は、「建築設備に関する確認申請等手数料」を加算)を加算する。

ウ その他

(単位:円)

項 目	金 額(改正前)	金 額(改正後)
(208号) 長期優良住宅建築等計画の区分所有住宅の管理者等が選任された場合の 変更認定申請手数料	(新設)	1件 3,000円
(210号) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許 可申請手数料	(新設)	1件160,000円

4 条例の施行日

法施行日(令和4年2月20日)と同一とする。

5 条例別表新旧対照表（抜粋）

改正後	改正前
<p>○長崎市手数料条例</p> <p>第1条～第2条 略 (件数)</p> <p>第3条 別表第1第1号の手数料の件数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 略 2～3 略</p> <p>4 別表第1第233号の手数料の件数は、1所有者からのその所有する犬又はねこの引取りについて、成犬又は成ねこ(生後91日以上)の犬又はねこをいう。以下同じ。)にあつては1頭又は1匹ごとに、子犬又は子ねこ(生後90日以下の犬又はねこをいう。以下同じ。)にあつては10頭又は10匹までごとに1件とする。</p> <p>第4条～第5条 略 (返還)</p> <p>第6条 既納の手数料は、返還しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1第205号、第206号、第211号及び第212号に掲げる手数料は、市長が別に定めるときに該当する場合は、市長が別に定める額の手数料を返還する。</p> <p>第7条～第8条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>	<p>○長崎市手数料条例</p> <p>第1条～第2条 略 (件数)</p> <p>第3条 別表第1第1号の手数料の件数は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) 略 2～3 略</p> <p>4 別表第1第231号の手数料の件数は、1所有者からのその所有する犬又はねこの引取りについて、成犬又は成ねこ(生後91日以上)の犬又はねこをいう。以下同じ。)にあつては1頭又は1匹ごとに、子犬又は子ねこ(生後90日以下の犬又はねこをいう。以下同じ。)にあつては10頭又は10匹までごとに1件とする。</p> <p>第4条～第5条 略 (返還)</p> <p>第6条 既納の手数料は、返還しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1第205号、第206号、第209号及び第210号に掲げる手数料は、市長が別に定めるときに該当する場合は、市長が別に定める額の手数料を返還する。</p> <p>第7条～第8条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>

手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等			
(1)～(204) 略							
(205) 長期優良住宅等建築計画の認定申請手数料	ア 新築であつて長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)第6条第2項に規定する申出がない場合	(ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第6条の2第5項に規定する確認書(以下「確認書」という。)若しくは品確法第5条第1項に規	a 一戸建て住宅の場合	1件	1万2,600	長期優良住宅法第5条第1項、第2項、第3項、第4項又は第5項	
		b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分					
		(a) 500平方メートル以内のもの	1件	2万2,500			
		(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	3万5,500			
		(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件	6万2,400			
(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	9万6,200					

手数料の種類	区分	単位	金額	手数料の対象事務の根拠となる法令等			
(1)～(204) 略							
(205) 長期優良住宅等建築計画の認定申請手数料	ア 新築であつて長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)第6条第2項に規定する申出がない場合	(ア) 長期優良住宅法第6条第1項第1号、第2号、第6号及び第4号又は第5号の基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律	a 一戸建て住宅の場合	1件	6,000	長期優良住宅法第5条第1項、第2項又は第3項	
		b 共同住宅等の場合(cに掲げる場合を除く。)は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分					
		(a) 500平方メートル以内のもの	1件	1万2,000			
		(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	2万2,000			
		(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件	3万2,000			
(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	6万1,000					

定する住宅性能評価書(以下、「性能評価書」という。)又はこれらの写しの添付がある場合	方メートル以内のもの (e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	14万9,900
	(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1件	24万9,500
	(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1件	31万9,100
	(h) 3万平方メートルを超えるもの	1件	36万2,300
	(削る)		
(削る)			

第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査(以下「登録住宅性能評価機関による技術的審査」という。)を受けたものの場合	方メートル以内のもの (e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	10万5,000
	(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1件	17万3,000
	(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1件	21万2,000
	(h) 3万平方メートルを超えるもの	1件	22万7,000
	c 共同住宅等で住戸ごとの申請である場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、bに掲げる区分	1件	bに掲げる区分による金額を認定対象住戸数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)
(イ) 長期優良住宅法	a 一戸建て住宅の場合	1件	円 1万7,000
	b 共同住宅等の場合(cに		

第6条第1項第1号、第2号、第6号及び第4号又は第5号の基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下「性能評価書」という。)	掲げる場合を除く。)は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a) 500平方メートル以内のもの	1件	6万5,000
	(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	10万5,000
	(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件	19万9,000
	(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	34万1,000
	(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	52万6,000
(f) 1万平方メートル以内のもの	1件	95万7,000	

の (b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	<u>16万9,500</u>
(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件	<u>33万4,400</u>
(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	<u>59万8,500</u>
(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	<u>102万8,400</u>
(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1件	<u>190万2,200</u>
(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1件	<u>271万7,700</u>

の (b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	<u>18万</u>
(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件	<u>35万7,000</u>
(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	<u>63万9,000</u>
(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	<u>109万9,000</u>
(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1件	<u>203万4,000</u>
(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1件	<u>290万6,000</u>

			もの (h) 3万平方メートルを超えるもの	1件	332万9,100
		(削る)			
イ 新築であつて長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出があつた場合	(ア) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に1万2,600円を加算した金額	
		b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ア(ア) bに掲げる区分	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(ア) bに掲げる区分による金額を加算した金額	
		(削る)			

			もの (h) 3万平方メートルを超えるもの	1件	356万
		c 共同住宅等で住戸ごとの申請である場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、bに掲げる区分	1件	bに掲げる区分による金額を認定対象住戸数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)	
イ 新築であつて長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出があつた場合	(ア) 登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けたものの場合	a 一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に6,000円を加算した金額	
		b 共同住宅等の場合(cに掲げる場合を除く。)は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ア(ア) bに掲げる区分	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(ア) bに掲げる区分による金額を加算した金額	
		c 共同住宅等で住戸ごとの申請である	1件	bに掲げる区分による金額を認定対象住戸数で除	

(削る)			
(イ) (ア)以	a 一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金

			場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、bに掲げる区分	して得た金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)
(イ) 性能評価書の提出がある場合	a 一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に1万7,000円を加算した金額	
	b 共同住宅等の場合(cに掲げる場合を除く。)は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ア(イ)bに掲げる区分	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(イ)bに掲げる区分による金額を加算した金額	
	c 共同住宅等で住戸ごとの申請である場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、bに掲げる区分	1件	bに掲げる区分による金額を認定対象住戸数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)	
(ウ) (ア)及	a 一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金	

	外の 場合			額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に4万5,400円を加算した金額
		b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ア(イ)bに掲げる区分	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(イ)bに掲げる区分による金額を加算した金額
		(削る)		
ウ 増築又は改築であつて長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出が	(ア) 確認書又はその写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合 b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	1件	円 1万8,600

	び(イ) 以外 の場合			額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に5万1,000円を加算した金額
		b 共同住宅等の場合(cに掲げる場合を除く。)は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ア(ウ)bに掲げる区分	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ア(ウ)bに掲げる区分による金額を加算した金額
		c 共同住宅等で住戸ごとの申請である場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、bに掲げる区分	1件	bに掲げる区分による金額を認定対象住戸数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)
ウ 増築又は改築であつて長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出が	(ア) 登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けたも	a 一戸建て住宅の場合 b 共同住宅等の場合(cに掲げる場合を除く。)は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲	1件	円 1万

ない場合(ただし、ア又はイにより認定を受けた場合にあっては、次号ウ又はエの規定による。)

(a) 500平方メートル以内のもの	1件	3万3,500
(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	5万4,900
(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件	9万1,200
(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	14万6,000
(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	22万2,600
(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1件	37万7,800
(g) 2万平	1件	47万8,400

ない場合(ただし、ア又はイにより認定を受けた場合にあっては、次号ウ又はエの規定による。)

この場合

ける区分 (a) 500平方メートル以内のもの	1件	2万1,000
(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件	3万7,000
(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件	5万4,000
(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	10万1,000
(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	17万4,000
(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1件	28万7,000
(g) 2万平	1件	35万3,000

		方メートルを超え3万平方メートル以内のもの (h) 3万平方メートルを超えるもの	1件	54万3,100
		(削る)		
(イ) (ア)以外の場合	a	一戸建て住宅の場合	1件	円 6万7,800
	b	共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a)	500平方メートル以内のもの	1件	15万8,900
	(b)	500平方メートルを超え1,000平方メートル以	1件	25万3,900

		方メートルを超え3万平方メートル以内のもの (h) 3万平方メートルを超えるもの	1件	37万6,000
	c	共同住宅等で住戸ごとの申請である場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、bに掲げる区分	1件	bに掲げる区分による金額を認定対象住戸数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)
(イ) (ア)以外の場合	a	一戸建て住宅の場合	1件	円 7万9,000
	b	共同住宅等の場合(cに掲げる場合を除く。)は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a)	500平方メートル以内のもの	1件	18万7,000
	(b)	500平方メートルを超え1,000平方メートル以	1件	29万9,000

内のもの (c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件	<u>50万1,300</u>
(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	<u>89万7,400</u>
(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	<u>154万2,300</u>
(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1件	<u>285万3,000</u>
(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1件	<u>407万6,200</u>
(h) 3万平方メートルを超えるもの	1件	<u>499万3,300</u>
(削る)		

内のもの (c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	1件	<u>59万2,000</u>
(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件	<u>106万</u>
(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件	<u>182万3,000</u>
(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1件	<u>337万3,000</u>
(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1件	<u>481万9,000</u>
(h) 3万平方メートルを超えるもの	1件	<u>590万4,000</u>
c 共同住宅等	1件	bに掲げる区分に

		(イ)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に6万7,800円を加算した金額	
			b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ウ(イ)bに掲げる区分	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ウ(イ)bに掲げる区分による金額を加算した金額	
			(削る)			
(206) 認定を	ア 前号ア 又はイ	(ア) 確 認書	a 一戸建て住宅の場合	1件	6,300円	長期優良住宅法第
		(イ)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に7万9,000円を加算した金額	
			b 共同住宅等の場合(cに掲げる場合を除く。)は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、ウ(イ)bに掲げる区分	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に、ウ(イ)bに掲げる区分による金額を加算した金額	
			c 共同住宅等で住戸ごとの申請である場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、bに掲げる区分	1件	bに掲げる区分による金額を認定対象住戸数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)	
(206) 認定を	ア 前号ア 又はイ	(ア) 登 録住	a 一戸建て住宅の場合	1件	3,000円	長期優良住宅法第

受けた長期優良建築等計画変更申請手数料	により認定を受けた住宅で長期優良住宅法第6条第2項に規定する申請がない場合	若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	b 共同住宅等の場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、前号ア(ア)bに掲げる区分	1件	前号ア(ア)bに掲げる区分による金額	8条第2項において準用する同法第5条第1項、第3項、第4項又は第5項	受けた長期優良建築等計画変更申請手数料	により認定を受けた住宅で長期優良住宅法第6条第2項に規定する申請がない場合	宅性能評価機関による技術的審査を受けたものの場合	b 共同住宅等の場合(cに掲げる場合を除く。)は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、前号ア(ア)bに掲げる区分	1件	前号ア(ア)bに掲げる区分による金額	8条第2項において準用する同法第5条第1項、第2項又は第3項	
				(削る)							c 共同住宅等で住戸ごとの申請である場合	1件	bに掲げる区分による金額を変更認定対象住戸数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)	
				(削る)							(イ) 性能評価書の提出がある場合	a 一戸建て住宅の場合	1件	8,500円
											b 共同住宅等の場合(cに掲げる場合を除く。)は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た	1件	前号ア(イ)bに掲げる区分による金額	

		(削る)		
イ 前号ア 又はイ により認 定を受 けた住 宅で長 期優良 住宅法 第6条 第2項に 規定す る申出 があつ た場合	(ア) 確認 書若し くは性 能評 価書 又はこ れらの 写しの 添付 がある 場合	a 一戸建て住 宅の場合	1件	第150号に掲げ る区分による金 額(建築設備の 設置がある場合 にあつては、第2 00号に掲げる区 分による金額を 加算した額)に 6,300円を加算 した金額
		b 共同住宅等 の場合は、 当該計画の 変更に係る 部分の床面 積に2分の1 を乗じて得た 面積(床面積 の増加する 部分にあつて は、当該増 加する部分 の床面積)の 合計に応じ、 前号イ(ア)b に掲げる区 分	1件	第150号に掲げ る区分による金 額(建築設備の 設置がある場合 にあつては、第2 00号に掲げる区 分による金額を 加算した額)に前 号イ(ア)bに掲げ る区分による金 額を加算した金 額
		(削る)		

				c 共同住宅等 で住戸ごとの 申請である 場合	1件	bに掲げる区分に よる金額を変更 認定対象住戸数 で除して得た金 額(100円未満 の端数があると きは、その端数を 切り捨てる。)
イ 前号ア 又はイ により認 定を受 けた住 宅で長 期優良 住宅法 第6条 第2項に 規定す る申出 があつ た場合	(ア) 登 録住 宅性 能評 価機 関によ る技術 的審 査を受 けたも のの 場合	a 一戸建て住 宅の場合	1件	第150号に掲げ る区分による金 額(建築設備の 設置がある場合 にあつては、第2 00号に掲げる区 分による金額を 加算した額)に 3,000円を加算 した金額		
		b 共同住宅等 の場合(cに 掲げる場合 を除く。)は、 当該計画の 変更に係る 部分の床面 積に2分の1 を乗じて得た 面積(床面積 の増加する 部分にあつ ては、当該増 加する部分 の床面積)の 合計に応じ、 前号イ(ア)b に掲げる区 分	1件	第150号に掲げ る区分による金 額(建築設備の 設置がある場合 にあつては、第2 00号に掲げる区 分による金額を 加算した額)に前 号イ(ア)bに掲げ る区分による金 額を加算した金 額		
				c 共同住宅等	1件	bに掲げる区分に

					申請である 場合	対象住戸数で除 して得た金額(1 00円未満の端 数があるときは、 その端数を切り 捨てる。)
(イ) (ア)以 外の 場合	a 一戸建て住 宅の場合	1件	第150号に掲げ る区分による金 額(建築設備の 設置がある場合 にあつては、第2 00号に掲げる区 分による金額を 加算した額)に2 万2,700円を加 算した金額		(ウ) (ア)及 び(イ) 以外 の場 合	第150号に掲げ る区分による金 額(建築設備の 設置がある場合 にあつては、第2 00号に掲げる区 分による金額を 加算した額)に2 万5,500円を加 算した金額
	b 共同住宅等 の場合は、 当該計画の 変更に係る 部分の床面 積に2分の1 を乗じて得た 面積(床面積 の増加する 部分にあつて は、当該増 加する部分 の床面積)の 合計に応じ、 前号イ(イ)b に掲げる区 分	1件	第150号に掲げ る区分による金 額(建築設備の 設置がある場合 にあつては、第2 00号に掲げる区 分による金額を 加算した額)に前 号イ(イ)bに掲げ る区分による金 額を加算した金 額			

		(削る)		
ウ 前号ウ 又はエ により認 定を受け た住宅 で長期 優良住 宅法第 6条第 2項に 規定す る申出 がない 場合	(ア) 確 認書 又はそ の写し の添 付があ る場合	a 一戸建て住 宅の場合	1件	9,300円
		b 共同住宅等 の場合は、 当該計画 の変更に係 る部分の床 面積に2分 の1を乗じ て得た面積 (床面積の 増加する部 分にあつて は、当該増 加する部分 の床面積)の 合計に応じ、 前号ウ(ア) bに掲げる区 分	1件	前号ウ(ア) bに掲げる区 分による金額
		(削る)		

		c 共同住宅等 で住戸ごとの 申請である 場合	1件	bに掲げる区分に よる金額を変更 認定対象住戸数 で除して得た金 額(100円未満 の端数があると きは、その端数を 切り捨てる。)
ウ 前号ウ 又はエ により認 定を受け た住宅 で長期 優良住 宅法第 6条第 2項に 規定す る申出 がない 場合	(ア) 登 録住 宅性 能評 価機 関によ る技術 的審査 を受けたも のの 場合	a 一戸建て住 宅の場合	1件	5,000円
		b 共同住宅等 の場合(cに 掲げる場合 を除く。)は、 当該計画の 変更に係る 部分の床面 積に2分の1 を乗じて得た 面積(床面積 の増加する 部分にあつ ては、当該増 加する部分 の床面積)の 合計に応じ、 前号ウ(ア) bに掲げる区 分	1件	前号ウ(ア) bに掲げる区 分による金額
		c 共同住宅等 で住戸ごとの 申請である 場合	1件	bに掲げる区分に よる金額を変更 認定対象住戸数 で除して得た金 額(100円未満

	(イ) (ア)以外の 場合	a 一戸建て住宅の場合	1件	3万3,900円
		b 共同住宅等の場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、前号ウ(イ)bに掲げる区分	1件	前号ウ(イ)bに掲げる区分による金額
		(削る)		
エ 前号ウ 又はエ により認 定を受けた住 宅で長	(ア) 確 認書 又はそ の写し の添 付があ	a 一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区

	(イ) (ア)以外の 場合	a 一戸建て住宅の場合	1件	3万9,500円	の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)
		b 共同住宅等の場合(cに掲げる場合を除く。)は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、前号ウ(イ)bに掲げる区分	1件	前号ウ(イ)bに掲げる区分による金額	
		c 共同住宅等で住戸ごとの申請である場合	1件	bに掲げる区分による金額を変更認定対象住戸数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)	
エ 前号ウ 又はエ により認 定を受けた住 宅で長	(ア) 登 録住 宅性 能評 価機 関によ	a 一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区	

期優良住宅法第6条第2項に規定する申出があった場合	る場合		分による金額を加算した額)に9,300円を加算した金額	る技術的審査を受けたものの場合		分による金額を加算した額)に5,000円を加算した金額				
		b	共同住宅等の場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、前号ウ(ア)bに掲げる区分		1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に前号ウ(ア)bに掲げる区分による金額を加算した金額	b	共同住宅等の場合(cに掲げる場合を除く。)は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、前号ウ(ア)bに掲げる区分	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に前号ウ(ア)bに掲げる区分による金額を加算した金額
		(削る)				c	共同住宅等で住戸ごとの申請である場合	1件	bに掲げる区分による金額を変更認定対象住戸数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)	
(イ)以外の場合	a	一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を	(イ)以外の場合	a	一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を	

期優良住宅法第6条第2項に規定する申出があった場合	る場合		分による金額を加算した額)に9,300円を加算した金額	る技術的審査を受けたものの場合		分による金額を加算した額)に5,000円を加算した金額				
		b	共同住宅等の場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、前号ウ(ア)bに掲げる区分		1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に前号ウ(ア)bに掲げる区分による金額を加算した金額	b	共同住宅等の場合(cに掲げる場合を除く。)は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、前号ウ(ア)bに掲げる区分	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に前号ウ(ア)bに掲げる区分による金額を加算した金額
		(削る)				c	共同住宅等で住戸ごとの申請である場合	1件	bに掲げる区分による金額を変更認定対象住戸数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)	
(イ)以外の場合	a	一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を	(イ)以外の場合	a	一戸建て住宅の場合	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合にあつては、第200号に掲げる区分による金額を	

				加算した額)に3万3,900円を加算した金額				加算した額)に3万9,500円を加算した金額		
		b	共同住宅等の場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分)にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、前号ウ(イ)bに掲げる区分	1件	第150号に掲げる区分による金額(建築設備の設置がある場合)にあつては、第200号に掲げる区分による金額を加算した額)に前号ウ(イ)bに掲げる区分による金額を加算した金額			b	共同住宅等の場合(cに掲げる場合を除く。)は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積(床面積の増加する部分)にあつては、当該増加する部分の床面積)の合計に応じ、前号ウ(イ)bに掲げる区分	
		(削る)						c	共同住宅等で住戸ごとの申請である場合	
								1件	bに掲げる区分による金額を変更認定対象住戸数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)	
(207)	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建			1件	円 3,000	長期優良住宅法第9条第1項		1件	円 3,000	長期優良住宅法第9条第1項

等計 画の認 定更 申請 手 数料					等計 画の認 定更 申請 手 数料				
(208) 区分所 有住宅 の管理 者等が 選任さ れた場 合にお ける長 期優良 住宅建 築等計 画の認 定更 申請 手 数料	1件	3,000	長期優良 住宅法第 9条第3項	(新設)					
(209) 長期優 良住宅 建築等 計画の 認定計 画実施 者の地 位の継 承承認 申請 手 数料	1件	3,000	長期優良 住宅法第 10条	(208) 長期優 良住宅 建築等 計画の 認定計 画実施 者の地 位の継 承承認 申請 手 数料	1件	3,000	長期優良 住宅法第 10条		
(210) 認定長 期優良 住宅建 築等計	1件	16万	長期優良 住宅法第 18条	(新設)					

画に基づく建築物に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料

<p>(211) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料</p>	<p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第54条第2項に規定する申出がない場合</p>	<p>(ア) 一 戸建て住宅(住宅以外の用途に供する部分を含む。以下同じ。)の住宅のみの場合(ただし、住宅以外の用途に供する部分を一戸建て住宅の建築物の全体を併せて行う場合にあっては、(エ)の規定による。)</p>	<p>a 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関が当該計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この号及び次号におい</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		<p>(209) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料</p>	<p>ア 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第54条第2項に規定する申出がない場合</p>	<p>(ア) 一 戸建て住宅(住宅以外の用途に供する部分を含む。以下同じ。)の住宅のみの場合(ただし、住宅以外の用途に供する部分を一戸建て住宅の建築物の全体を併せて行う場合にあっては、(エ)の規定による。)</p>	<p>a 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関が当該計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証す</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
----------------------------------	---	---	---	------------	------------	------------	--	----------------------------------	---	---	---	------------	------------	------------	--

			て「適合証」とい う。)の提出が ない場合			
			(略)	(略)	(略)	
		(イ)～ (オ) (略)	(略)	(略)	(略)	
	イ (略)		(略)	(略)	(略)	
(212)～(214) 略						
(215) 建 築物工 ネルギー 消費 性能向 上計画 の認定 申請手 数料	ア 建築物 省エネ 法第35 条第2項 に規定 する申 出がない 場合	(ア) 建 築物省工 ネ法第15 条第1項 に規定す る登録建 築物工ネ ルギー消 費性能機 関又は 品確法 第5条第 1項に規 定する登 録住宅 性能評 価機関 が当該 計画が 建築物 省エネ法 第35条 第1項各	(略)	(略)	(略)	(略)

			る書類(以下こ の号及び次号 において「適合 証」という。)の 提出がない場 合			
			(略)	(略)	(略)	
		(イ)～ (オ) (略)	(略)	(略)	(略)	
	イ (略)		(略)	(略)	(略)	
(210)～(212) 略						
(213) 建 築物工 ネルギー 消費 性能向 上計画 の認定 申請手 数料	ア 建築物 省エネ 法第35 条第2項 に規定 する申 出がない 場合	(ア) 建 築物省工 ネ法第15 条第1項 に規定す る登録建 築物工ネ ルギー消 費性能機 関又は 品確法 第5条第 1項に規 定する登 録住宅 性能評 価機関 が当該 計画が 建築物 省エネ法 第35条 第1項各	(略)	(略)	(略)	(略)

	号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この号から第218号までにおいて「適合証」という。)又は性能評価書の添付があるもの((ウ)又は(オ)に掲げる場合を除く。)			
		(略)	(略)	(略)
	(イ)~(キ) 略	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この号から第216号までにおいて「適合証」という。)又は性能評価書の添付があるもの((ウ)又は(オ)に掲げる場合を除く。)			
		(略)	(略)	(略)
	(イ)~(キ) 略	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(216)~(217) 略				
(218) 建築物のエネルギー消費性能	ア 適合証	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準	(略)	(略)

(214)~(215) 略				
(216) 建築物のエネルギー消費性能	ア 適合証	a 一戸建て住宅で評価手法が性能基準	(略)	(略)

<p>に係る申数 認定申請 手数料</p>	<p>第35条の規定に基づく認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下この号において「検査済証」という。)の写し、低炭素促進法第54条の規定に基づく認定の通知書の写し及び検査済証の写し又は品確法</p>				<p>に係る申数 認定申請 手数料</p>	<p>第35条の規定に基づく認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証(以下この号において「検査済証」という。)の写し、低炭素促進法第54条の規定に基づく認定の通知書の写し及び検査済証の写し又は住宅の</p>			
-------------------------------	---	--	--	--	-------------------------------	---	--	--	--

第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写しをいう。以下この号において同じ。)の添付があるもの(ウ、オ又はキに掲げる場合を除く。)				
		(略)		(略)
イ～ケ (略)	(略)	(略)		(略)

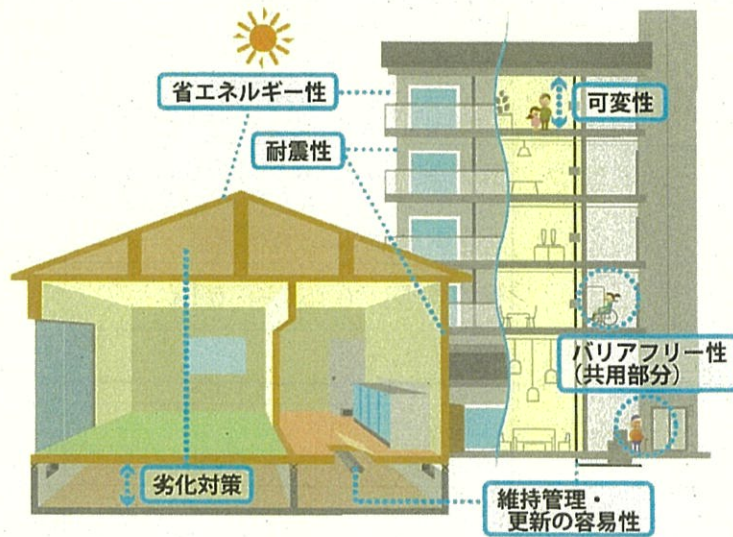
(219)～(262) 略

品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の写しをいう。以下この号において同じ。)の添付があるもの(ウ、オ又はキに掲げる場合を除く。)				
		(略)		(略)
イ～ケ (略)	(略)	(略)		(略)

(217)～(260) 略

<参考1> 長期優良住宅について

【長期優良住宅の主な「認定基準」】



耐震性

極めて稀に発生する地震に対し、継続利用のための改修の容易化を図るため、損傷のレベルの低減を図ること
例) 通常の 1.25 倍以上の耐震性能

省エネルギー性

必要な断熱性能等の省エネルギー性能が確保されていること
例) 外壁・開口部の断熱性能の向上

劣化対策

数世代にわたり住宅の構造躯体が試用できること
※例) 床下の防湿及び換気措置

バリアフリー性 (共同住宅等)

将来のバリアフリー改修に対応できるように共用廊下等に必要スペースが確保されていること

維持管理・更新の容易性

構造躯体に比べて耐用年数が短い内装・設備について、維持管理 (清掃・点検・補修)・更新を容易に行うための必要な措置が講じられていること

可変性 (共同住宅・長屋)

居住者のライフスタイルの変化等に応じて間取りの変更が可能な措置が講じられていること
例) 躯体天井高さ 2650mm 以上

住戸面積

良好な居住水準を確保するために必要な規模を有すること
最低面積) 戸建て 75 m²以上

居住環境

良好な景観の形成その他の領域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること

維持保全計画

建築時から将来を見据えて、定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていること

資金計画

資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること

<参考2> 認定長期優良住宅のメリットについて

<新築の場合>

項目	名称	メリットの内容	条件等
住宅ローンの金利引き下げ	・フラット35S	フラット35の借入金利を、当初10年間、年0.25%引き下げ	
	・フラット50	返済期間の上限が50年間。住宅売却の際に、購入者へ住宅ローンを引き継ぐことが可能	
税の特例措置	登記に係る登録免許税の税率引き下げ	保存登記 0.15% → 0.1%	2022年3月31日までに入居の場合
		移転登記 戸建て 0.3% → 0.2%	
		移転登記 マンション 0.3% → 0.1%	
	不動産取得税の控除額の増額	控除額 1,200万円 → 1,300万円	
	固定資産税の減税措置(1/2減額)の適用期間延長	戸建て 3年間 → 5年間	
		マンション 5年間 → 7年間	
所得税(住宅ローン減税)の限度額引き上げ	控除対象限度額 4,000万円 → 5,000万円 (控除率1.0%、控除期間10年間、最大控除額500万円)	2022年12月31日までに入居の場合	
所得税(投資型減税)の控除	標準的な性能強化費用相当額(上限650万円)の10%を、その年分の所得税から控除	2021年12月31日までに入居の場合	
地震保険料の割引	耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)に基づく耐震等級(倒壊等防止)を有している建物である場合、 耐震等級2 割引率30% 耐震等級3 割引率50%	
	免震建築物割引	品確法に基づく免震建築物であること 割引率50%	
補助金	地域型住宅グリーン化事業(長寿命型)	補助対象経費の1割以内の額で、住宅1住戸当たり最大110万円等	地域の中小工務店等(※)が整備する木造の長期優良住宅の場合

※ 国土交通省の「地域型住宅グリーン化事業」の採択を受けたグループに属する中小工務店等

<増築・改築の場合>

項目	名称	メリットの内容	条件等
住宅ローンの金利引き下げ	・フラット35S	フラット35の借入金利を、当初10年間、年0.25%引き下げ	
	フラット35リノベ	フラット35の借入金利を、当初10年間、年0.5%引き下げ	
税の特例措置	固定資産税の減税措置(一定割合を減額)	対象：長期優良住宅化リフォームを行った住宅(耐震・省エネのいずれかを行うことが必要) 減額割合 → 2/3、 減額期間 → 1年間	2020年3月31日までに入居の場合
	所得税(住宅ローン減税)：ローン残高の一定割合を控除	対象工事：長期優良住宅化リフォーム(省エネ+耐久性) 限度額：250万円(控除率2.0%) <その他工事(控除率1.0%)と合わせて1,000万円> (期間5年間、最大控除額62.5万円)	2021年12月31日までに入居の場合
	所得税(投資型減税)：標準的な工事費用相当額の10%を、その年度の所得税額から控除	標準的な工事費用相当額の10%を、その年の所得税額から控除(耐震+省エネ+耐久性の場合) 限度額：500万円、 最大控除額：50万円(耐震+省エネのいずれか+耐久性の場合) 限度額：250万円、 最大控除額：25万円	
地震保険料の割引	耐震等級割引	住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級の評価指針」に基づく耐震等級(倒壊防止)を有している建物であること。 耐震等級1 割引率：10%、 耐震等級2 割引率：30%、 耐震等級3 割引率：50%	
	免震建築物割引	品確法に基づく免震建築物であること。割引率：50%	
補助金	長期優良住宅化リフォーム推進事業	補助率：対象となる工事費の1/3 限度額：200万円/戸(さらに省エネ性能を向上させる場合：250万円/戸)等	既存住宅の長寿命化に資するリフォーム等を行い、長期優良住宅の認定を取得する場合

< 参考 3 >

認定除外の区域

区域名	区域概要	根拠法令
地すべり防止区域	斜面の一部が地下水の影響と重力によりゆっくりと斜面下方に移動している区域又はその恐れのみわめて大きい区域	地すべり防止法 (S33)
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地等の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (H12)
急傾斜地崩壊危険区域	崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者等に危害が生じる恐れがある区域	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律 (S44)